

## 第11回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年3月5日（火）15:58～17:38

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、野坂美穂、林いづみ

（専門委員）大崎貞和、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）中村内閣府審議官

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者） 内閣府：川又子ども・子育て本部審議官  
厚生労働省：福田子ども家庭局保育課課長補佐  
株式会社ワークスアプリケーションズ：羽鳥氏  
内閣官房：向井IT総合戦略室内閣審議官  
内閣官房：奥田IT総合戦略室内閣参事官  
内閣官房：満塩政府CIO補佐官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・ 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について  
（内閣府、厚生労働省、事業者からヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・ 本人確認ガイドラインおよびデジタル手続法案について  
（内閣官房からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間前でございますが、委員の方はおそろいでございますので、第11回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、安念部会長代理、原委員、川田専門委員、國領専門委員、八剣専門委員が御欠席でございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として「保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減」について取り上げます。

本件につきましては、昨年11月に取りまとめました「規制改革推進に関する第4次答申」において、2020年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者ベースで70%にすること等が、実施事項として盛り込まれたところでございます。

本日はまず、昨年8月に子ども・子育て本部が自治体に対して実施したアンケート調査を基に、事務局において調査結果を分析した結果をまとめておりますので、御説明いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○石崎参事官 それでは、御説明をさせていただきます。

資料をおめぐりいただきまして、資料1-1が「就労証明書作成手続の負担軽減～アンケート結果の分析～」となっております。基本的に、これに基づいて説明をさせていただきます。

それから、机上で幾つか配付させていただいております。元々の資料は、部会長から御指摘がありました、非常に細かい字で恐縮ですけれども、自治体ごとの丸と斜線の表がありまして、これが元々子ども・子育て本部の方で10月17日に提出されたアンケート調査結果であります。これを基に、私ども規制室の方で分析をさせていただいたということになります。

最後の5ページを見ていただきますと、先ほど、高橋部会長から御説明がありましたとおり、昨年11月19日の第4次答申において、この保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減というのが重点課題となっております。

実施事項に書いてありますように、平成32年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図る。早急に実効的な対策を立てて、標準化、デジタル化を働きかける。

それから、押印不要化を含めて、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進めるということになっております。

それについての分析結果であります。1ページ目を御覧いただきますと、就労証明書の標準的様式の活用状況、これは市町村のそれぞれの導入状況を都道府県別にまとめたものでございます。

資料1-1の別紙に、市町村名が都道府県別にありまして、活用済み、活用予定もしくは活用予定なしというのがありますけれども、基本的にはこれをそのまま数で活用済み・活用予定の自治体割合ということでお示したものであります。

これで見ますと、1位が佐賀県、2位が徳島県、3位が鳥取県、それぞれの導入率が80%、75%、74%となりまして、以下、47位の東京都が26%。赤で示してありますとおり、全国平均が49%、大体5割ぐらいが全国平均、市町村数ベースでは5割ぐらいなのですが、人口ベースでいいますと4割ぐらいなのですが、そうなっております。

徳島県、鳥取県などは、この前と昨年、行政手続部会に知事が来られてプレゼンされた県です。これらの県は、県版の規制改革会議というものを設けたりしておりますけれども、

割とそういった先進的な取組をやっている県が、高い比率にはなっているように見受けられます。

2 ページ目でありますけれども、これは「活用予定がない」と回答した自治体を類型化したものであります。「活用予定がない」というのも幾つかありまして、(1)として、大企業の工場・事務所が立地する自治体、その企業の従業員が多く居住する隣接自治体であるのに、理由として、「大企業が存在しない」から標準様式を導入しないという理由を挙げている。これは恐らく誤解があるように感じられます。すなわち、恐らく登記場所として大企業が登記されているわけではないのですけれども、大企業の工場とか事務所がある。個別に見ていきますと、机上配付してあります横長の紙で「標準的様式の活用予定がない自治体まとめ(例)」がありまして、その1を見ていただきますと、この公表資料に企業名を載せるのはいかがなものかと思っ、抜いてあるのですけれども、例えば、苫小牧市であれば王子製紙ですとか、飛ばしますと、長崎市ですと三菱重工ですとか、こういった大企業の工場等が立地するにもかかわらず、導入しておらず、更に大企業が存在しない等の理由を挙げている。これが一つの類型です。

それから、(2)の類型としては、県庁所在地の自治体・政令指定都市・東京都区部、これらは大企業の支店・事業所が多数立地しているため、標準的様式の導入が効果的と考えられているけれども、導入されていない。

東京都区部と政令指定都市につきましては、次のページで詳しく分析をしております。

そのほか、政令都市以外の県庁所在地としても、青森市、山形市以下、こちらに掲げているような市については、まだ導入が行われていない。

それから、(3)で「標準的様式の導入に時間が必要又は検討中」と回答した、いわゆるペンディングになっている、早急に検討結果を出すよう求めるべきと考えられる自治体が、札幌市、水戸市、川口市以下、こちらに書いてあるような自治体であります。

そのほか、企業独自の様式を受け付けている自治体が幾つかありまして、事業者側の負担はこういった場合限定的ではないかと考えております。

独自の様式がどこまで認められるかという精査は必要でありますけれども、自治体によっては「対応済み」と分類することが可能ではないかとも考えています。盛岡市、大阪市などであります。

大阪につきましては、この前、高橋部会長、原委員が松井大阪府知事と面談されまして、そのときに、就労証明書についても話題に上りまして、大阪府の事務方の方で、また精査されているのですけれども、大阪市については企業独自の様式を受け付けているという状況があったということでもあります。

ちなみに、この2 ページに書いてある自治体について、机上配付ですが、1 枚紙で「『標準的様式の活用予定がない』と回答した主な自治体の類型化と人口」とありますけれども、この表を見ていただければわかりますように、(1)、(2)、(3)、(4)を全国の人口に占める割合をそれぞれ出しますと、自治体数ですと72あるのですけれども、人口で

いいますと3977万人、大体4000万人ぐらいなので、これらの自治体が導入しただけでも、大体全国に占める割合として31%。元々標準様式を導入している自治体が、人口比でいうと今、大体40%ですから、これに30%が加わってくると、7割ぐらいに行くという規模感にはなっております。

3ページ目でありますけれども、大都市の導入状況であります。大都市での導入率が低いということで、東京23区で9%、人口100万人以上の政令指定都市で18%、保育所等の競争率の高い大都市の自治体は、標準的様式以外の事項の記載を求めていることが多いことが要因かと考えられます。

1にありますとおり、23区でいいますと、杉並、葛飾のみが導入して、導入率が9%、企業独自の様式を受け付けているのが千代田、品川、荒川、これを入れても22%、未対応のところは青字のとおりであります。

政令指定都市の導入率が35%でありますけれども、これを人口100万人以上と100万人未満にしますと、まず、右側の100万人未満の方でいいますと、導入率が56%、千葉市や北九州市で導入していないなど、大体半々ぐらいでありまして、これは全国の市町村の平均的な導入率とほぼ同じであります。

一方、人口100万人以上の導入率ですと18%、導入していない自治体は横浜、名古屋、札幌、福岡、神戸、さいたま、広島、仙台、これにつきましては、人口100万人を超えるところですと、随分導入率が低くなっているという傾向があると考えております。

その次の4ページでありますけれども、子ども・子育て本部に御対応を検討いただきたい事項として、一つは活用予定がない自治体への更なる働きかけ。各自治体に個別に丁寧に説明・要請をしていただく。

それから、経済団体からも各自治体に要請する。そのための協力要請。企業からの要請により、静岡県内の10の自治体において、標準的様式の受付が実現しています。

(2)として、大都市向けの様式の策定ということで、東京23区や横浜など、導入していない特に大きな政令指定都市等と協議して、大都市向けの標準的様式を作成する。

(3)として、デジタルで完結する仕組みの構築ということで、企業が電子的に作成した証明書を、自治体に直接電子的に提出する形への転換。今は一度、紙に打ち出してから、企業が印鑑を押してから出しているわけですが、それを直接電子的に提出する形で転換を図る。

そのために、本人確認手法の見直しや、電子的な提出経路や自治体の受け口を構築するといったところを御検討いただければと思っております。

私の説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいまの事務局からの説明にもございました大都市向けの様式の作成について、株式会社ワークスアプリケーションズの羽鳥様より、標準的様式と東京23区各区の様式の比較を行った分析結果について、御説明を頂戴したいと思います。

恐れ入りますが、10分程度でお願いいたします。

○羽鳥氏 ワークスアプリケーションズの羽鳥と申します。本日は、お時間を頂戴し、ありがとうございます。

今回、弊社では、標準的様式と東京23区それぞれで現在使われている様式を比較しましたので、その調査結果を御報告いたします。

弊社は今日は参加できていないのですが、専門委員である八剣が副社長を務めている会社として、主に大手企業様向けにパッケージソフトを提供している会社になります。

この就労証明書の発行業務を実際に行っている人事部門の方の声を日々、頂戴している立場でありまして、就労証明書の標準化、電子化というところは、企業の人事部の皆様にとっても非常に期待、関心が高いところでもありますので、少しでも貢献できればと思って、今回、このような調査を行いました。

それでは、まず1ページ目を御覧いただければと思います。まず、ここから標準的様式にそもそもどのような項目があるのかということを見ていきたいと思うのですが、最初に証明に係る基本事項（欄外）の記入欄に記入し、そのほか、勤務先の情報として業種、あとは就労者に関する事項として就労者の氏名、住所を記入する欄がございます。

2ページ目を御覧ください。ここでは、勤務先事業者に関する事項として、御覧のように雇用期間であったり勤務先の事業所名、住所、電話番号、雇用形態、あとは就労時間、何時から何時まで平日、土日勤めているのかといったことについて記入する欄が用意されております。

最後に備考欄がありまして、枠内には全部で15項目が用意されているというのが現在の標準的様式の項目となっております。

3ページ目を御覧ください。先ほど事務局から御報告いただいた内容でもありまして、標準的様式の普及が特に都市部でなかなか進んでいないという状況がございます。

都市部での活用が進まない理由として、昨年7月のフォローアップ調査の中で、例えば「延長保育の利用調整を区で実施しており、標準的様式だけでは確認ができないため。」これが東京都中央区の理由です。「保育を必要とする状況を確認するための情報が不十分であるため。」これが東京都新宿区の理由になります。「本自治体の必要な項目を網羅できない。」これが名古屋市になります。こういった形で、項目数の不足を挙げているケースが一定数見受けられました。

そこで、今回は都市部の代表という形で東京23区を取り上げて、23区それぞれの様式と、標準的様式の项目的な違いは何かということについて比較調査を行いました。

その結果が次のページからになります。4ページを御覧ください。標準的様式と23区それぞれの様式を比較して、標準的様式に用意されていない項目を、利用している区の数が多い順に一覧化しています。

また、米印をつけている項目については、標準的様式に項目としては用意があるものの、各区の様式と比べて記入方法がかなり違う項目に米印を付けております。

このページは、23区のうち半数以上の区で利用していることが確認できた項目が並んでいます。幾つか見ていきたいと思えます。

標準的様式と、項目はあるものの記入方法が違うものということで、上から3つ目なのですが、「最近3か月の勤務実績」という項目があります。これは標準的様式にも「就労実績」という名前で項目はあるのですが、それは最近3か月の各月ごとの勤務日数だけを記入するという形になっています。

それに対して、各区それぞれの様式を見ると、日数を記入させるというケースもあるのですが、それだけではなく、勤務時間を記入させたり、有給休暇の取得日数を記入させたり、3か月分だけではなくて4か月分を求めているケースとか、6か月分を求めているケースも見受けられました。

また、勤務実績と関連する項目として、超過勤務に関する項目がありました。4つ下の欄になりまして、「超過勤務の実績」ということで、13の区が記入を求めているという形になります。

超過勤務をした日数を書かせるケースや超過勤務をした合計時間を書かせるケース、1日当たりの平均時間を書かせるケース、先ほどの「最近3か月の勤務実績」と合わせて超過勤務の実績を書かせるケース、超過勤務の理由を書かせているケースなども存在しました。

また、変則就労の場合の勤務時間というのも、標準的様式に項目はあるのですが、記入方法がかなり違ったということで、このページの一番下の欄になりますけれども、御覧いただければと思えます。

標準的様式の方では、年間、月間、週間の中から1つを選んで、就労時間が何時間何分なのかということを書かせるという欄の作りになっています。ただ、各区の様式を確認したところ、採用している変則就労の形態が何なのかということで、シフト制だったりフレックス勤務制だったり裁量労働制だったりを選択肢の中から選択したり、あるいはあらかじめシフト制用だったりフレックス勤務制用だったり、就労時間を記入する欄が設けられていたり、いろいろな形で書かせるケースが見受けられました。

そのほかのところ、標準的様式との差で特徴的なところとして、給与関連の項目の存在がありました。今、御覧いただいている4ページ目の欄でいうと上から5段目なのですが、「最近3か月の支給額」ということで、給与支給額の記入を18の区で求めています。

また、そこから3段下で「給与支払額」ということで、基本給の額の記入を12の区で求めているケースがありました。

5ページ目では、利用している区が全体の半数以下の項目となります。勤務状況や給与形態、社会保険の加入状況などを聞いたりするという区が11の区で確認することができました。

ここはざっと御覧いただきまして、次の6ページ目は、1つの区でしか見ることがなか

った項目として並べております。このような項目を求めている区もあるのだなというところで、御確認をいただければと思います。

調査自体はここまでとなりますが、この調査を受けて、次のページに2点、考察としてまとめていますので、御覧いただければと思います。7ページ目になります。

2つ考察をしておりますが、先ほど触れたところでもあるのですけれども、1つ目が給与関連の項目についてということで、「最近3か月の給与支給額」を18の区で、「給与支払額」を12の区で求めているという状況です。

給与関連の項目は、標準的様式の中に入っていません。その理由として、標準的様式に添付されている意見概要の中で、「給与関係の項目については、自治体ごとに収入の定義に相当のばらつきがあることから、企業にとって一定の負担である項目と考えられ、また、ほかの書類等で収入状況を確認できることから、標準的様式への追加はしません。」と記載されています。

もう一つ、考察として、就労形態や就労時間に関連する項目についてです。標準的様式の中に項目はあるものの各区によって記入方法にかなりばらつきがありました。また、超過勤務については、東京都中央区の標準的様式を活用していない理由の中でもありましたが、延長保育の調整を区が行っているケースなどにおいては、必要な項目なのであろうと考えられます。

最後に、8ページ目で、今後の検討についての考察という形で書かせていただいております。

今回の調査の結果、標準的様式と23区の各区の様式では、項目や記入方法に差があることは明らかになったのですが、ただし、それぞれの項目がなぜ必要なのか。その理由については明らかになっていないため、自治体に対してヒアリングを実施する等、必要性を明らかにする必要があるのではないかと考えております。

また、今回23区を調査しましたが、ほかの都市部でも類似した項目の要求があると思われるので、現在の標準的様式とは別なのか、拡張するのかという形で、都市部で利用可能な「詳細版様式」のようなものを設定することも一案ではないかと考えております。

詳細版様式を検討する一方で、当然、定められた様式が確実に自治体に活用されるように取組を行う必要もあるので、例えば様式の検討プロセスに有志自治体であったり有志企業を加えて、様式策定の過程の議論をオープンにするとか、何かしらの工夫が必要なのではないかと考えております。

最後に、項目、記入方法が統一されて、全ての自治体で活用されれば、企業が利用している人事システムからの出力も容易になり、就労証明業務の電子化についても大きく前進すると考えますので、皆様も引き続きの議論をよろしくお願いいたします。

私からの御報告は以上となります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、第4次答申を踏まえましたこれまでの取組事項と今後の取

組予定につきまして、内閣府子ども・子育て本部より御説明を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

○川又子ども・子育て本部審議官 内閣府子ども・子育て本部審議官の川又と申します。

資料1-3になります。1枚紙に、これまで提出の通知などを別添で付けております。

1枚紙ですけれども、これまでの取組のところは、詳しく繰り返しません、私どもとして各自治体からのいろいろなアンケートを基に、標準的様式を作成し、普及をお願いしてきたところでございます。活用状況などの調査もいたしましたし、それをホームページなどで見える化ということで公表したりし、また、先ほどお話がございましたけれども、地方自治体職員向けの様々な説明会の機会などを通じて、お願いもしてきたところでございます。

調査結果によっても、半分の自治体がまだ活用の予定がないということでございますので、そこは引き続き工夫していく必要があるというところでございます。

今回、詳細な分析もしていただきまして、喫緊の課題という真ん中のところでございますけれども、やはり御指摘いただきましたように、大都市圏における利用率が低いというところは問題であろうと。人口も多いところであり、企業も多いところでございますので、ここが抜けているということは、まだ道半ばということでございます。

その理由としては、先ほどの分析にもございましたけれども、特に待機児童が多くいらっしゃる大都市の地方自治体におきましては、保育所等への入所児童を決める利用調整、いろいろと点数をつけて、誰を優先的に入れるのかというところをかなり具体的に細かく、これは保護者に対する説明責任を果たしていくという意味でも、利用調整の際に、様々な情報を活用するというところが一つあるかと思えます。

このために、就労証明書で標準的様式には含まれない事項の記載を求めている場合が多いのではないかとということで、先ほども御指摘がありましたように、標準的様式の項目が少な過ぎるという御指摘が、大都市の方からはあるということでございます。

一方では、標準的ということで、必要最低限で、簡素化という要請もございますので、そのあたりの調整をどう図っていくかというところだと思います。

今後の取組ということでございますけれども、先ほどのワークスアプリケーションズさんからの御提言にもありましたが、大部分の待機児童がいらっしゃらないような自治体、市町村においては、引き続き標準的様式ということでお願いするとしても、大都市特有の事情に配慮した様式もあって良いのではないかとということでございまして、民間の企業、自治体、それから規制改革推進室と協力して、新たな様式、新たなといても、あくまでも標準的様式のバリエーションとして、大都市にも使えるような、使い勝手の良いようなものを作るのも一つの方法ではないかと考えております。

このため、大都市圏の自治体に対しまして、新たな様式案としてどういう項目が必要なのか。それには、先ほども何でこういう項目をとっているのかということも含めて、アンケート、ヒアリング等によってその辺りの情報を収集し、作成をする。でき得れば、今年



の夏、7月を目途に標準的な様式を提示して、また秋からの、次年度の入所分に活用していただくということをお願いするという方向で取り組んでいけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御説明につきまして、御意見や御質問のある方はお願いしたいと思えます。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

この問題は、なかなか単純ではないとは承知しているのですが、私はワークスアプリケーションズさんの分析なんかも見ているので、素朴に感じましたのは、仮に標準的様式にない何らかの情報が必要だとしても、これを企業に書いてもらうという形にどうしてもしなければいけないのかどうかというところがやや疑問に思えまして、恐らく就労証明書という格好ではなく、保育所への入所の申請書に別のことが記載されなければいけないということだけであれば、企業側には負担がないわけで、事務処理上の問題は半分減るのかなと思ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○高橋部会長 それはどちらに。

○大崎専門委員 それは子育て本部の方に伺った方が良さそうですね。

○高橋部会長 それでは、子育て本部から御回答いただけますか。

○川又子ども・子育て本部審議官 申請書に自分で書くということもあろうかと思えます。そうすると、自己申告ということになるかと思うのですが、そのときに、それが本当なのかといったらあれですけれども、その辺の事実が確認できるかどうかというところだと思います。

自己申告に任せても良いところは自己申告でも良いと思うのですが、企業の方から証明をもらうということで、客観的な情報を得るということだとは思っています。

○大崎専門委員 それは当然のことなわけですけれども、今、こうやって調べていただいたようなものを見た場合に、もちろん標準的様式による就労証明書はあるという前提ですよ。それで付加的に情報をとるのであれば、ここに出ているような事項についてだけうそをついても、そんなに見破ることも難しくないような気がするのです。例えば給与支給日についてうそを書くとか、就労者の生年月日についてうそを書くとか、社会保険の加入の有無についてうそを書くとか、別にできないことはないでしょうけれども、そんなことをしてもすぐわかる話なのではないかと思うし、どれだけの意味があるのかという気もして、就労証明書にどうしても書かなければいけないという必然性がほとんど感じられないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○川又子ども・子育て本部審議官 ですから、私どもの示している標準的様式は、ある程度、基本的な部分ということでお示しをしているわけですけれども、それでもなおそれを

使わずに、それぞれの自治体独自のものを使っているという実態があるわけですので、そこはきちんと理由を聞くなり、もし不要であれば、それはもう削除してくださいと。できるだけシンプルに、標準的様式に近い形での運用を求めていくということだと思っておりますけれども、実際、各自治体の自分のところの延長保育のような単独事業あるいは入所の順位付けに使っている情報は恐らく自治体ごとにばらばらだと思っておりますので、その辺で本当に必要なかというのは問うていかなければいけないと思います。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 まず、資料1-1の事務局の資料なのですが、2ページの採用しない自治体で「大企業が存在しない」等の理由を挙げているということだったので、非常にびっくりして、こちらの詳細版を見たら、そういうことではなくて、①というのは、管内や近隣で雇用されている人がいないという意味であって、自分の市の中に大企業が存在するかないかということをもそも①で言っているのではないので、これは資料が誤解があるのではないかと。まさかこんなことを理由に挙げているとしたら、言語道断というか、ここで例を挙げれば、鹿嶋市というのは、当社の製鉄所があり、この隣の神栖市にもあるのですが、当社の従業員が非常に多く住んでいるということで、正に神栖、鹿嶋、銚子といったところに住んでいる従業員が就労証明を出してくれとあって、みんな様式が違うので困る。こういうことなので、まさか大企業が存在しないという理由ではないので、これは資料を変えた方が良いでしょう。

○石崎参事官 これは、我々もそう思ったのですけれども、机上配付の資料の細かい字の方で恐縮なのですけれども、例えば2ページ目に苫小牧市というのがあって、活用する予定がないと書いているのですけれども、そこに丸を付けてきた理由の一つが、①にチェックがあるのですが、①が管内や近隣に複数の市町村の居住者を雇用する大企業がないためというところに丸を付けてきているのです。

そういう資料をピックアップしたのがこの資料なので、多分、我々はそれを機械的にやっている。

そうすると、佐久間委員がおっしゃるように、本当は大企業があるのにおかしいのではないかと我々も素朴に思うのですけれども、そうにもかかわらず、そこに丸が付いてきているというものを挙げたということなのです。

○佐久間専門委員 少なくとも、鹿嶋の場合であれば近隣、隣の町にあるのです。

○石崎参事官 あるので、本当であればここは丸を付けてはいけないはずなのですけれども、それに丸が付いているということなのです。

○高橋部会長 多分、本店と間違っているのではないですか。というか、わざと本店と間違ったか。そこはよくわからないけれども。

○石崎参事官 そういう自治体も一くくりとして、ここにあるような割とたくさんの自治体が、それに丸を付けてきてしまっているということは、恐らく高橋部会長がおっしゃる

ように、本店があるという誤解をしているということも含め、言い過ぎになるかもしれないのですが、この標準様式の導入の趣旨を、そもそも御担当の方々が余り理解されていないということもあるのではないかと考えております。

○高橋部会長 そういふ深刻な話があるということだと思います。

あとは何かございますか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 やはり理由が何であれ、活用予定がないということは多分、そのとおり答えておられるのだろうなと思うわけで、正に活用予定がないと言っているこういう市が極めて重要なところばかりということですから、先ほど具体的に御説明があった中で言うと72というところが、是非標準様式を採用してもらいたい。一部、先ほど出ていた大都市について、別バージョンという話は詰めるにせよ、逆に言えば、23区以外のところであれば、これは標準様式を採用してもらおうべく、もう少し努力すべきではないかと思えます。

その具体的なやり方としては、子ども・子育て本部の方、大変お忙しくて申し訳ないのですが、このアンケートはアンケートで、必ずしもなぜというところがよくわからないところがありますので、直接話を聞く、電話でも良いと思うのですが、自治体の担当、福祉部がよくわかりませんが、そういうところと連絡をとって、是非標準様式を入れるという、まず意味がわかっていないところもあるので、何でこんなことをやっているのかということの説明を再度した上で、活用してもらおうべく、説得していただければと思います。

いかがでしょうか。

○高橋部会長 子ども・子育て本部、そこはいかがでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 私どもも、23区の幾つかの区の直接話を聞いて。

○高橋部会長 苫小牧とかそういう話をしているのですけれども。鹿嶋とか神栖とかその辺の話をしているのです。

○川又子ども・子育て本部審議官 ①という選択肢が、管内や近隣に複数の市町村の居住者を雇用するような大企業がないということで、恐らく自分のところの自治体だけを見ると、余り不便を感じていないということもあって、要するに企業側からすれば幾つもの自治体を相手にしていて大変なのですけれども、そこを1個の自治体の役所で回答していますので、そのあたりの御理解が不十分な点があって、①に付けている自治体もあるのかなという気はしています。

あとは、後半の方ですけれども、23区の自治体に幾つか話を聞きながら。

○高橋部会長 どうやって働きかけをするのですかという御質問です。その点をお聞きしているのです。こういうところにどうやって働きかけをするのですかと。

自治体ですから国の言うことを必ず聞く必要はないのですが、国としては事業者目線で、負担を軽減するように取り組んでいて、自治体に協力してくださいという方針が政府全体

として出ています。その中で、（１）として事務局で整理した自治体にどういった働きかけをしていただけるのでしょうかということ、佐久間専門委員はお聞きされているのだと私は理解していますが、そこはいかがでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 引き続きお願いするということだと思っておりますけれども、特にこういうデータというか、全体に平均的にお願いするのではなくて、特定の72の自治体ということであれば個別にお願いを、なかなか出掛けていってというのは難しいのですけれども、どんな形でお願いしたら良いのかですが、基本的にはやっていただけるようにお願いを続けていくということだと思います。

○高橋部会長 林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

子ども・子育て本部の皆様には、本当に何年も掛けて、地道に現場の方からの意見も聞いた上で、この標準書式を作り、何回も通知を出したりして、説明会もしていただいています。それにもかかわらず、標準書式の採用率は、東京23区ではたった9%というこの状況。そうすると、やはり戦略を変えないと、このままでは落ちが明かないのではないかと考えるのです。

安全性の問題とは離れて、本当に標準書式の話ですから、すぐに実現するかと思っていれば、何と足掛け4年、よその会議でも、林さんまた言っているとか、4回も聞いたよとか言われてしまって、それだけまだやっているということなのだと御説明したのですけれども、そもそもアンケートを聞く対象の人の選択が間違っていると思います。現場の方にアンケートをしたら、不便を感じていないので、活用するつもりがないという回答になるのでしょう。この現場の方たちには、自分たちの仕事のやり方を改めるインセンティブが何にもないのです。そういう人たちにアンケートをとっても何も変わらないのではないかと。これは税金の無駄遣いですね。

例えば、埼玉県では保育所の入所審査にAIを使っていると聞いておりますし、標準化するだけでどれだけ税金の無駄遣いが改善できるか、という税の観点から標準化が必要です。標準化の「お願いベース」ではもうだめなので、厚労省を始めとして、関係各省の局長、審議官級から地方自治体の首長に直接面談していただき、トップダウンでリーダーシップをとって進めるべき段階に来ていると思います。これをいきなり行うことには問題があるのかもしれませんが、本件では、子ども・子育て室は十分丁寧にこれまでやっていらしたのですから、ここから先はそういったトップダウンに働きかけていただく必要があるのではないかと思います。

その上で、例えば鳥取県とか徳島県とか、既に県単位の規制改革会議を置いて、非常に行政手続の抜本的な簡素化をやっておられる県については標準書式の導入率も高いのですから、横展開をほかの県にもしていただくとか、また、県内の市町村にも働きかけて、導入率は今、これらの県では75とか80%だそうだけれども、更に100%を目指してやっていただくという順でやっていただくことが必要ではないかと思います。

待機児童の問題は、平成25年にこの規制改革会議が第二次安倍政権で始まったときに、一番最初に取り上げた問題です。当時、平成27年の子ども子育て3法の施行の後には、変わりますと言われていました。一体何が変わっただろうかということを考えるとき、就業証明書の標準化すら、東京23区という最も、待機児童問題が顕著なところで、採用率9%という現状。これでは、一体いつになったら子育て世代の痛みを行政がわかってくれるのかと。保育園に落ちるかどうかは相変わらず死活問題です。あの物議を醸したような発言の気持ちは私は非常にわかります。

ですので、是非子ども・子育て室には、辣腕と言われるぐらいやっていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○高橋部会長 今のことに御回答を頂けますか。

○川又子ども・子育て本部審議官 自治体の状況が、待機児童が多いところと地方とでかなり違っておられますし、地方の自治体からすれば、逆に今の標準的項目でも十分過ぎるという自治体もある一方、先ほどの23区のように、これでは不足するということもございますので、一つのやり方としては、今回お示しした大都市向けの標準的様式というものを作成して、そちらの活用をできるだけいただくということ。

それから、各自治体への個別の働きかけについても、これは我々の幹部、政務も含めて、いろいろ自治体の方とお会いする機会がございますので、そういう機会にこの話を入れてお願いしていくということは、引き続きやっていきたいと思えます。

○高橋部会長 私などはもう既に6県の知事に、呼んだのではなくて、こちらが行ってお願いをしたわけですね。ですから、別に行けとは言いませんけれども、お話しする機会はたくさんあると思えますから、政務とか幹部の方から、しっかり首長にお願いしていただくということを是非お願いしたいと思えます。

(1)のタイプの自治体についてです。要するに、理由がなくてやっていただけていないところは、そういう取組をしていただきたいと思えます。

どうぞ。

○大崎専門委員 大都市圏向けの様式という話が出ていて、何となく良さそうにも聞こえるのですが、このワークスアプリケーションズで調べていただいたものを見ても、一体何を追加すると納得してもらえるのかというのが、今一つわからないのですが、子育て本部としてはどのようなイメージをお持ちなのですか。

○高橋部会長 今度は大都市向けの話に、話を移したいと思えますが、いかがでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 先ほどの発表にもございますけれども、もう少しそれぞれの項目を何に使っているのか、どういう理由でというところをもう少しヒアリングして、詰めていく必要があろうかと思えます。それが保育に必要な部分です。

それから、延長保育のような、自分のところの事業に必要な部分、様々な点数付けに活用している部分があろうかと思えますし、それが区ごとにも違うと思えますので、その辺

の共通項がくくり出せるのかというところはあると思いますけれども、そこはもう少し調査して、検証してみる必要があるかと思います。

○高橋部会長 何か一堂に会して議論する場合は御検討にならないのでしょうか。大都市会議、大都市自治体担当者会議みたいな。

○川又子ども・子育て本部審議官 余り数が多くても收拾がつかないと思います。

まずは幾つかの自治体に声を掛けて、直接顔が見える状況の中で、私どもとか、自治体とか、民間企業さんにも入っていただいて、まずは少し腹ごなしをしていきたいと思います。

○高橋部会長 全部一堂に会してとは申し上げませんが、こういうのに問題意識がある中でも参加できていないところを中心に、一堂に会する場があった方が良いと思います。

あと、もう一点ですが、ワークスアプリケーションズの6ページの1区しか記載を求めている項目みたいな話は、3区とか、要するに1桁台の区の要求項目については、明らかに合理性がないのではないかと思います。発行責任者を要求するとか、なぜかは知らないですけども生年月日を要求するとか、明らかにこれは比例性を欠いている。要するに、昔の紙の時代だったら別に好き勝手に書いてもらうというのにはあり得ても、今のデジタル化で、企業が紙の管理をやっていないところで、はっきり言って余り積極性もないようなものについて書いてもらうというのは、もうやめてくれと、言うべきではないか。比例性を欠いています。行政法の基本原則を欠いていますと。要するに、必要事項ではないものを要求しているということですから、それはやめてくださいと、まずお願いした方が良いのではないかと思います。これが第1点です。

あとは申し訳ないのですが、標準様式を作るときに裏面の活用をお願いしていたのですが、これは裏面を活用できるような標準様式になっているのですか。

以前、この辺で矛を収めようと思って、それ以上は申し上げることはやめたのですが、標準様式について裏面にちゃんと項目欄を作って、その項目欄については、独自項目を入れるような様式にしておいてくださいという話をしておいたと思うのです。

○川又子ども・子育て本部審議官 裏ではないのですが、下に欄をつけて、アレンジして使えるようにしております。

○羽鳥氏 すみません。多分、備考欄を結構改造している自治体さんは多くて、標準的様式を使ってもいらっしゃるので、そういう形で備考欄を活用してやっているということだと思います。

○高橋部会長 要するに、勝手に改造したわけでしょう。

そうではなくて、私が言ったのは、項目を活用するので、標準様式をいじってしまうと、結局共通して使えないですね。

○川又子ども・子育て本部審議官 標準様式は共通の部分はそのままにしたまま、追加をしていただくような形で、自分のところで必要な追加情報を入れる。

○高橋部会長 しかし、備考欄はそんなにたくさんないではないですか。全部入らないで

しょう。

○川又子ども・子育て本部審議官 欄をエクセルで追加していただければ良いのです。

○高橋部会長 これはエクセルで追加すると入るのですか。

この欄に入らないと、1枚に打ち出せませんね。A4には入り切らない。

○川又子ども・子育て本部審議官 確かに余りたくさん項目があると、それは分量がたくさんになってしまうので。

○高橋部会長 その辺はわかりました。

そういう意味では、独自項目の活用をしやすくするというのが、備考欄を改造するというのは余り適当ではないのかと。書式が壊れてしまいます。そういう意味で、項目を活用する方が良かったのかというのがもう一つです。

あと、工程表みたいなのはどういう感じで、多分、大都市向けということになると、今度は裏面を活用するしかないと思うのです。裏面活用型になると思うのです。それはいつごろになるのでしょうか。どういう形で、どういう手順でやれば良いのでしょうか。スケジュールです。

○川又子ども・子育て本部審議官 先ほど申し上げました、今年の7月を目途に形式を提示したいと思っています。

○高橋部会長 もっと具体的な工程表です。どのような感じでおやりですか。アンケートだけとってやるのか、それとも、先ほど申し上げたように、会議をちゃんと持って、お互いにディスカッションしながらやっていくのですか。

繰り返しますが、その場合に、このような10区未満のところの独自様式はなるべくやめてくれという働きかけをされるのかどうかです。

○川又子ども・子育て本部審議官 まずは幾つかの自治体さんを含めて意見交換をしながら素案を固めて、またそれを関係の大きい都市の自治体にヒアリング、アンケートをして、7月を目指して、第2バージョンの標準的様式というものを作っていきたいと思っています。

○高橋部会長 ほかの先生方、いかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ちょっと確認も含めてということですか。

大都市の話はちょっと置いておいて、先ほどの2ページに記載のあったところで、活用予定がないというところについては、そんなに数があるわけではないので、是非個別に連絡をとって、そもそも今、やっている取組の趣旨を御理解いただいているところもあるかのようにも見えますので、再度丁寧に説明していただいて、活用するように説得するといったところを試みていただきたい。

それをいつまでということも、ある程度お示し願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 個別にも連絡して、まずはなぜなのかということをもう少し、先ほどの例えば①に丸を付けるところは、本当にそこはそうなのかというところの確認も含めて、できる限り個別にお話しできるところはお話ししていきたいと思います。

○高橋部会長 いつまでにというお願いもあったと思います。

○川又子ども・子育て本部審議官 様式を作るデッドラインがありますので、早くやりたいと思うのですけれども、今、私どもも。

○高橋部会長 (1)は標準様式を使ってくださいということになっています。それはいつまでにということをおっしゃったと思います。

○川又子ども・子育て本部審議官 そちらもあわせて。

○高橋部会長 7月までにはやっていたらと。

○川又子ども・子育て本部審議官 やりたいと思います。

今、私どもは幼児教育無償化の法案も抱えていて、なかなか時間のないところがあって、御迷惑をお掛けしております。

○高橋部会長 こちらも重々お願いベースですので、申し訳ないのですが、そこは皆様方に御協力ください。よろしくお願ひします。

佐久間専門委員、それでよろしいですか。

○佐久間専門委員 全体が7月だと、もうちょっと(1)を早目にやっていたら、大変全体が進むのかとは思いますが。

○高橋部会長 そういう御意見もありました。

林委員、どうぞ。

○林委員 この資料1-1の(2)の大都市向けの様式の策定は、7月にもう導入するということだとすると、それに向けて、先ほど資料1-2でワークスアプリケーションズさんからの分析であったような米印のところで、例えば直近3か月の勤務実績と、超過勤務の実績との関係だとか、最近3か月の支給額の項目と、給与支払額との関係だとかの項目の相互関係とか、高橋部会長がおっしゃっている5ページ、6ページの就労者の生年月日の記入のような、何に使うのか意味不明な項目とか、そういうものの整理は、いつまでになさるのですか。7月に導入するのであれば、今は3月ですけれども、そういう作業はいつなさるのですか。

○川又子ども・子育て本部審議官 これから幾つかの区の自治体との打合せとか、アンケート、ヒアリング等を通じて、この4、5、6月でやるということです。

○林委員 ですから、アンケートはもう良いのです。もうアンケートをやっている場合ではないと思います。東京都と霞が関はどうしてこんなに遠いのだというくらいコミュニケーションができていないように思うのですけれども、東京都にちゃんとリーダーシップをとってもらって、トップダウンでお話ししながら、そこに23区の人を集めてやっていくべきではないのでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 東京都に待機児童対策協議会というものを作っていた



だいておりました、東京都においてはそこで議題にさせていただいて、全体のまとめ役も東京都の方にもお願いしていきたいと思えます。

○林委員 是非トップダウンでそこを進めていただきたいと思います。

それから、(3)のデジタルで完結する仕組みの構築ですが、特に2つ目の丸の、本人確認手法の見直し、押印不要化を含むというところは、先日もこちらで徳島県知事が、もうマイナンバーができているのだから、そのようなものは要らないということをおっしゃっていたぐらいです。是非とも、ここも進めていただきたいと思いますのでけれども、(3)のデジタル完結の部分の工程は7月までに、これもできるようになるのですか。

○川又子ども・子育て本部審議官 そこはなかなか、私どもだけでやるというよりは、全体のベースの部分、本人確認でありますとか、保護者、企業、自治体と3つの関係のネットワークみたいなものが前提となりますので、なかなかこの7月までにネットワークが完成するというではありませんけれども、引き続き検討をしていきたいと思えます。

○林委員 これは会社から自治体に直接電子的に提出する形で、会社が出すときに押印不要化ということをおっしゃっているのだと思えます。

マイナンバーを使って会社から出すことについて、そんなに調整が必要なのですか。

○川又子ども・子育て本部審議官 番号室の方にもいろいろ御相談をしているようなのですけれども、企業間でマイナンバーをとという辺りの詰めがまだできていないようでございます。

○林委員 是非早急に詰めていただいて、もうこの話は4年もやっているわけですから、よろしくお願ひしたいと思えます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

最後、またお仕事を増やして申し訳ないのですが、例えば事務局の整理の欄外の、要するに、自分のところは企業の独自で作った様式を受け付けているのだから、標準様式を作る必要がない、導入する必要がないというのは、結構大阪とか大きいところがそのようにおっしゃっているのです。

これは多分、大阪市に1本電話していただいて、標準様式を使って出したら受け付けてくれるのですねと言ったら、それで済んでしまう話だと思えます。それをやるだけでも49%が五十数パーセントに上がるのではないかと思えます。そういう作業も是非していただきたいと思います。

これは先ほど御紹介いただいたように、大阪府知事にお願ひして、大阪市に直接問い合わせさせていただいたらそういう結果が出てきたわけですね。このアンケートでは出てこないようなことも、そういう重要な情報が出てきたので、是非1本電話していただいて、こういうところは標準的様式を使ったら受け付けてくれるのですねということを確認していただければ、たちどころに5%が6%に上がると思えますので、よろしくお願ひします。

それはお願ひできるでしょうか。

○川又子ども・子育て本部審議官 承知いたしました。

○高橋部会長 それは、どの市がそうだとすることを事務局からよく聞いていただいて、御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

無償化の関係で大変お忙しいというのは存じておりますが、これも政府で決めた重点事項になっておりますので、そこは両立を是非お願いして、お互いにwin-winの関係でやっていきたいと思っております。

本当に、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(ヒアリング出席者交代)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。

続きましては、本人確認ガイドライン及びデジタル手続法案につきまして、IT総合戦略室から御説明を頂戴したいと思います。

20分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 まず、資料2-1の「オンラインにおける行政手続の本人確認の手法に関するガイドラインについて」、御説明します。

以前御説明させてもらったものでございますが、今回、正式決定したということがございます。

まず、オンラインにおけます行政手続の本人確認のガイドラインの概要でございますけれども、まず、行政手続の資料の2ページ目でございますけれども、行政手続のオンライン化を進めるに当たりまして、デジタルで行う認証方式を選定する上での考え方、手法例として作成しているということがございます。

本ガイドラインはリスク評価の手法と、この手法によってもたらされるリスクの影響度、認証方式の保障レベルの導出、各保障レベルに基づく対策基準を規定してございます。

このステップ1、3におきましては、国際的にも使われていますNISTの、そこに書いてあるSP800-63-3というガイドラインがあるのですが、これを参考に本ガイドラインも策定を行っておりますので、基本的には国際的に準拠していると考えていただいて結構です。

本ガイドラインは、まずは各種手続をオンライン化する際に、手続内容の分解、見直しを行うことが前提になっておりまして、そこから順次リスクを分析してまいりまして、最終的にはオンラインの手続における代表的な手法例を提示するという格好になっております。

それを踏まえた上で、実装方法の検討を行い、システム設計決定に進んでくるということがございます。

その中で、吹き出しのところを見ていただきますと、6種類のリスク、オンライン手続というのが下の吹き出しに書いてございます。保障レベルは3段階に設定されているということがございます。

3ページのガイドラインの活用方法でございますけれども、個別手続ごとにリスク評価を実施の上、保障レベルの導出を行い、そのレベルや対策基準の検討を行うというスタイ

ルでございますが、対策基準の選択のプロセスにおきまして、他のリスク削減方策の採用とか、保障レベルの異なる複数の手続によって構成させるサービスの場合における利便性とかコストの観点から見て、総合的に判断するというスタイルでございます。

次のページに対策基準の概要ということで書いてございますが、まず、対策基準の中には身元確認と、本人であるということの認証の2つがあります。それぞれ対面の場合と、郵送、オンラインの場合とに分けてございますが、レベル3というのは一番きついレベルで、基本的にはよくある公的な写真の身分証明書1種の提示というものでございます。

レベル2の場合ですと、申請情報の台帳の照合等でも大丈夫というものです。あるいは、申請情報に対する電子署名、申請情報の台帳照合とかでも大丈夫というものです。

レベル1というのは、基本的にはメールアドレスの到達確認で、身元確認は不要というイメージでございますが、それぞれの身元確認は、それぞれのレベルに応じた発行、管理ですとか、本人認証におきましてはそれぞれトークン、認証プロセス、署名プロセスによって、レベルごとに決められているということでございます。

5ページに手法例がございますが、まず、個人に係る行政手続ということでございますけれども、レベル3のオンラインにおける手法例を見ますと、例えば、個人の場合ですと公的個人認証による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後もマイナンバーカードの耐タンバ性ハードウェアトークンによる本人認証を実施するというのが基本的にはレベル3に対応する、オンラインによる手法例としてはレベルAということでございます。

これは特徴といたしましては、行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、個人の基本情報を毎回確認しているということで、極めて本人の確認度が高いものというイメージでございます。

レベル2というのは、例えばマイナンバーカードによる身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード以外の多要素認証でも満たせる場合です。例えば、IDパスワード+二経路認証アプリとか、ワンタイムパスワード生成アプリとかそういうのも可能であるということでございまして、民間で実現できることの特徴といたしましては、登録時にはしっかりと4情報を確認しておりますけれども、それ以降については、その登録時の個人と同一の個人であることを確認しているという意味合いでございます。

レベル1の身元確認のない自己表明。これは身元確認を行わずにオンラインでアカウントを作成し、アカウント作成後は単要素、主には、ID・パスワードであることが多いと思います。

これは行政手続で個人を正確に確認する必要がない場合に使えるというものでございます。それにも該当しているのが、基本的に身元確認の本人に関する情報が不要の場合ということでございます。

次のページのStep4でございますけれども、法人に対する手法例としまして、レベルAに該当しますが、法人代表者と対面によって確認の上、アカウントを作成し、アカウント作成後は耐タンバ性ハードウェアトークン、いわゆるICカードが代表的なものでござい

ますけれども、そのようなもので当人の確認を実施するということです。

レベル2は、法人等につきましては、例えば法人共通認証基盤における多要素認証の機能を利用する場合など、国税庁法人番号公表サイトで商号、所在地、法人番号、これは存在確認という格好になりますけれども、法人等代表者の押印及び印鑑証明書の郵送による身分確認でアカウントを作成の上、アカウント作成後は多要素認証による本人認証の実施を行うというものでございます。

更にレベルCになりますと、いわゆるID・パスワードのみという形になっており、身元確認も基本的には行わないということでございます。

以上がガイドラインの概要でございます。

続きまして、資料2-2でございますけれども、デジタル手続法案というのを私どもは現在検討しております、3月15日に閣議決定予定でございます。

まず、一番上に、この法律の目的ということで、行政のデジタル化に関する基本原則、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、その行政手続のデジタル化を推進するための個別分野における各施策を講じるということになってございます。

基本原則としましては、資料に記載しておりますデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップです。原則オンライン化のために必要な事項といたしまして、まず、手続そのもの、申請そのものを原則オンラインにするということでございます。これまでのオンライン化法というのは、オンラインでもできるということだったのでございますけれども、今回は、オンラインはするというイメージでございまして、地方公共団体は努力義務になってございます。

本人確認とか手数料納付も署名押印の上とか、手数料を印紙で貼って出すケースもありますので、そういうことを行わなくても良いように電子署名、電子納付等ができるようにするものでございます。

添付書類につきましても、行政機関間の情報連携等によりまして、そういう法令上省略可能とするような規定を整備してございます。何々紙で何々証明書を求めるケースは、基本的には紙を意味しているので、そういうところをしなくても良いように法的な手当てをするものでございます。

右側に参りまして、デジタル化を実現するための情報システムにつきましては、内閣総理大臣が整備計画を策定の上、その整備計画に伴って各省に取組を求め、更にデータの標準化、APIの整備等をするようなことになってございます。

一方でデジタル・デバインドにつきましては、現状、総務省でも相談、助言をやっているデジタルサポーターという制度がございますけれども、そういう能力の格差の是正もやっていくべきでございます。

それから、民間手続におけますものとしましては、行政手続に関連するもの、例えば引っ越し、死亡に関連するような民間手続も一緒にワンストップ化してまいります。

それから、法令に基づく民間手続において、オンライン化を可能とするような法制上の

措置を実施していくということでございます。これがいわゆる横串の部分です。

個別政策としましては、住民基本台帳法と公的個人認証法とマイナンバー法がございしますが、この中から幾つか書いてありますけれども、一つは国外転出者というキーワードがございします。マイナンバーカードを海外でも使えるようにするという法改正でございまして、マイナンバーカードというのは住民基本台帳制度に乗っかって作っているのです、マイナンバーカード自体が海外に行きますと住民基本台帳から消え去りますので、マイナンバーカードは今までは失効していたのですけれども、戸籍の附票に4情報を追加しまして、それをネットワーク化することによって台帳化するというところで、それを基に国外転出者についてもマイナンバーカード及び本人確認ができるようにするというものが、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法上の位置づけでございします。

もう一つは本人確認情報の長期かつ確実な保存の交渉ということで、いわゆる所有者不明土地対策等で、住民票の情報というのは引っ越した後に残る票でございまして、これは基本5年保存だったものを150年に保存期間を延ばすというものでございします。

3つ目としましては、マイナンバーカードを保険証の代わりとして使えるようにするというところで、マイナンバーカードを保険証の代わりにするときに、公的個人認証の中の利用者証明用電子証明書というのを利用するわけでございますけれども、これは従来、暗号方式しか認められておりませんでしたので、写真を確認する方式、暗号を不要とする方式も認めて、医療現場の受付で都度、暗証番号を入力することは現実的ではないので、マイナンバーカードをピッとかざすだけでおしまいにするということでございします。

最後にというか、公的個人認証法のところでございしますけれども、個人番号カードに拡大するために、これはマイナンバー法でございしますけれども、通知カードそのものを廃止する。通知はしますけれども、カードとしてのマイナンバーの確認機能はなくすというものでございします。

さらに、マイナンバー、プロパーの問題としましては、マイナンバー法の利用範囲の拡大としまして、罹災証明の交付事務にマイナンバーを入れる。これによりまして、ほかの手続におけます被災証明を必要とするものについて、それを省略することが可能になっているということでございします。

それ以外に幾つか細かいものがありますが、これらは自治体からの要望に基づいて、若干抜けていた、より精緻を上げるためにもうちょっとこういう情報が欲しいとか、そういうものについて追加したものがございします。

以上がデジタル手続法案の中身でございしますけれども、マイナンバーの関係だけで言いますと、これ以外に2つの法律にマイナンバーの利用拡大が入ってございまして、一つは戸籍法でございします。戸籍にマイナンバーを使うということではなくて、戸籍の中身にマイナンバーをひもづけることによりまして、例えば社会保障の事務で、親子関係とか夫婦関係を証明することが必要な場合が多いケースに対して、これらは戸籍謄本等をこれまでは必須としていたのですけれども、マイナンバーをひもづけることによりまして、多くの

社会保障事務に対して戸籍謄本とかそういうものが要らなくなるというのが一つございます。

もう一つは証券関係でございます。証券の特定口座というのは、元々マイナンバーを登録することが条件になっていたのですけれども、とりあえず、今年の3月まで延長していたのですが、現状でもまだ半分少々しかとれていないということで、3年延長することが決まっています。

一方で、保管振替機構を使ってマイナンバーを取得するという方法の道を開くために、これはここで、通則法で処理されているというものがございます。

マイナンバーにつきましては、この法律以外にもう2つあるということでございます。以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

1点確認したいのですが、通知カードの廃止という件です。これはマイナンバーカードを普及させたいという意図はわかるのですけれども、既に送付されている通知カードもマイナンバーを証明するものとしては使えなくするという事なののでしょうか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そうなります。

○大崎専門委員 しかし、通知カードというのは取りに行かなくても送られてまいりますね。マイナンバーカードは申請しないと入手できないわけですね。そうすると、全国民にマイナンバーカードの申請を強制するということになるのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それは、そもそも番号の通知自体はいたしますけれども、今はカードという形で通知されていますが、通知書という形で通知されている。

今の通知カードを廃止した理由の一つは、引っ越したときに通知カードを持ってきて、住所を変更しなければいけないということがありますけれども、現状でも実は通知カードは引っ越したときには持ってきていただいて、マイナンバーカードを持っていない人については通知カードを持ってきていただいて、それで住所を変更していくという手続がありますけれども、この手続が負担になっているという市町村からの声もありまして、それで通知はするけれども、その通知自体にはマイナンバーを証明する機能は持たない。マイナンバーを証明する機能を持つものがほかにあるのかというと、実はありまして、住民票のマイナンバー付きというのがあります。その住民票のマイナンバー付きでマイナンバーを証明することが可能です。

要するにマイナンバーを証明するのにマイナンバーを取らないとできないかということ、そのようなことはないということでございます。

住民票の写しは200円掛かりますけれども、マイナンバーカードは無料でございます。

○大崎専門委員 ただ、要は、今まででしたら手元にあった通知カードのコピーで済んだことが、住民票を取らないとできなくなるということですね。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そういうことです。

○大崎専門委員 不便になるということですね。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そこはマイナンバーカードの方を取っていただく。むしろマイナンバーカードを取っていただく方向に思い切り寄せるために、今度はマイナンバーカードを健康保険証で利用していくということで、マイナンバーカードにむしろかじを切っていこうということでございます。

○大崎専門委員 それはわかるのですが、それだったら配付するぐらいでないと、一手間余計なことを全国民がやらなければいけないというのも、何か納得性が低いようにも思うのです。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そこは全国民というわけではないので。

正に必要な人がいれば、マイナンバー付きのものは取れますので。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

一つ、まずこのガイドラインですが、私の理解が正しくなかったのかもしれませんが、レベル2がID・パスワードだったように思うのですが、そうではないということですか。

○満塩政府CIO補佐官 通常おっしゃっているのは、ID・パスワードがレベル2になります。ただし、今のセキュリティー状況を考えまして、単要素ではなく2つの要素ということで、通常あり得るのが、ここに書いてありますけれどもID・パスワードと、スマホを触るみたいな形で、二経路認証アプリという形になっています。

○高橋部会長 要するに、レベル感はそんなに変わっていないということですね。複数認証を入れたということだと。

○満塩政府CIO補佐官 セキュリティー上、底は上げておりますが、基本的にユーザビリティは下げないというか、敷居を上げないような形で具体的には検討しております。

○高橋部会長 ただ、申請データについて、一々電子署名を付与しなければいけないのですか。6ページです。我々は法人と主に想定しているのですけれども。

○満塩政府CIO補佐官 オンラインでやる場合は、やはり電子署名をとということで今のところは求めております。

電子でない、オンラインで申請でない場合は、当初そちらから始めますけれども、紙書類の郵送という形で、法人の確認をさせていただくという形で考えているところです。

○高橋部会長 紙より不便になるという気がするのですけれども。本人確認ができていれば、何で一々申請データについて、真正だということを要求しなければいけないのですか。

○満塩政府CIO補佐官 ここの最初の身元確認と言っているものは、基本的に1回のみ行います。

当人認証というのが毎回ログインするようなイメージでございまして、当人認証を完全に電子化したもので先ほど申し上げたID・パスワードと、スマホを触るみたいな形でやり

ますけれども、最初の身元確認だけは、今後オンラインで法人の設立という議論が出てくれば、それはそちらで可能かと思いますが、現状では法人の方、代表者の方が何ら電子的な情報を登録されていないので、そこはどうしても紙の世界で1回だけ確認させていただくというプロセスです。

○高橋部会長 すみません。今、言ったのは、申請データについても一々電子署名を付けなければいけないということですか。

レベル2の一番下です。申請データに対して電子署名を付与しなければいけない。これは当人確認できているのに、一々申請データについて電子署名を付けなければいけないのですか。

○満塩政府CIO補佐官 失礼いたしました。

これはレベルAとの比較で書いてあるのですけれども、電子署名というのも実は複数種類ございまして、上の方はICカードを用いて電子署名付与と書いてありまして、真ん中のものは、EUとかはICカードを使わないソリューションというのが最近出てきておりますので、そういったものを意味しているということでございます。

イメージでは、実はログインのID・パスワードをすると署名ができるというのが、テクノロジー的に最近研究されていますので、そういったものがレベルBです。

○高橋部会長 わざわざここに書かなくても良いのではないですか。ログインで本人証明できたら、わざわざ電子証明という手続が要らなくなる。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 電子証明というのは2種類の意味があって、2つのことを証明していて、本人であることと、真正であることを証明するのですけれども、本人であることは証明できますけれども、電子証明書がないと真正だということは証明できないのです。

○高橋部会長 中身がですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 中身が真正であるかについては、電子証明書が要るのですけれども、電子認証、電子署名そのものが現状言われているようなハードカード、ICカードとかそういうのを使わなくてもできる電子署名なので、事実上ほとんど、ユーザビリティという点では電子証明書を使っているような気がしないようなユーザビリティです。

○高橋部会長 大崎先生、そうなのですか。

○大崎専門委員 ここに書かれている二経路認証のアプリを使うとか、ワンタイムパスワードを生成させるとか、そういう意味でしたら確かに、ちょっと面倒くさいのは面倒くさいですけれども、今の本当の公的電子認証をきちんとやるのに比べれば、全然ハードルは低いですね。

○高橋部会長 今、言ったように、それをすれば電子署名がくつつくという。

○大崎専門委員 そういう理解です。

○高橋部会長 そのように理解できるということですか。



○満塩政府CIO補佐官 電子署名をするためには、ICカードかソフトウェアのデータだとか、そういったことでできるようになっているので、どちらかというとなの方がソフトウェアのデータの方をイメージしているものでございますので、そういう意味では、ICカードそのものを必要とはしないという手段を真ん中にしています。

○高橋部会長 素人的に言って、それは割とお金も掛からず簡便にできるのですね。

○満塩政府CIO補佐官 比較論としてはもちろん、ICカードよりは全然。

○高橋部会長 どのような手続が要るのですか。素人に教えていただけますか。

○満塩政府CIO補佐官 基本的には真ん中のものはソフトウェアですので、それぞれデータを正確に確実に渡すとか、そういったものは若干必要な手間はあるかもしれませんが、若干おっしゃるとおり手間が掛かるかもしれませんが、基本的には物を配るわけではありませので、そういう意味では。

○高橋部会長 ソフトウェアを買うということですか。

○満塩政府CIO補佐官 実はソフトウェアも買わなくて、正しいデータの受渡しをするということでございます。

ですが、その手段さえ実現しなければいけない。

○高橋部会長 後でお聞きします。本当にわかっていないので、後で御説明を頂戴したいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

これは法律に基づく自治体の手続も対象になるのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 自治体の手続は対象にはなりません。

○高橋部会長 自治体に対する申請は対象にはならないのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 対象にはなりません。努力義務です。

○高橋部会長 法令上の事務だけれども、自治体宛ての手続は対象にはならないということですか。

そうすると、そこは努力義務だということを少し、マイナンバーとかをいろいろ要求するという話ですか。マイナンバーについて、いろいろ要求することもある手続もあるわけですね。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 はい。あります。

○高橋部会長 そういうものについては、今のお話を聞くと、結構マイナンバーの方向に誘導しようということが、はっきり政策として出ていたと思います。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 マイナンバーカードは本当に、100%は無理にしても、ここ5年のうちに、それぞれ9割とかそのレベルに持っていかうという覚悟で、内閣官房長官からそういう命がおりまして、それであらゆる手段を使ってそのレベルまで持っていくことという指示がおりておりました。

○高橋部会長 わかりました。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 最後の首をかけてやります。

○高橋部会長 自治体の場合、申請者は目に見えているので、マイナンバーカードまで要らない場合も。やはり国と違って。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 自治体のやりとりですか。

○高橋部会長 自治体の申請の場合、結構、先進自治体などは対面で確認できるけれども、本人確認みたいなのは緩やかにやりましょうと言って、先に進んでいるところもあるので。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 というか、対面で来たものはですね。

○高橋部会長 ですから、申請が終わった後もいろいろと対面でやりとりできるので。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そういう話ですね。

○高橋部会長 そういうものに障りがないように、自治体向けのところが少し。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そういう話は、もともとガイドライン自体がそうなっています。

○大崎専門委員 その点なのですが、前回の農水省のシステムでも問題になっていることがわかった現象と同じ話だと思うのですが、どうしてもレベル3、2、1というふうに記されると、相場観的にレベル2ぐらいにしておくのが穏当かみたいなふうに判断する人が出やすい気がするのです。ですので、もちろん技術的な整理として、このレベル1、2、3ということに対して異論を唱えているわけでは全くないのですが、レベル1で済むものはレベル1で十分なのだと思いますということを、是非手続についての詳細を決める自治体や各省によく理解してもらおうよう進めていただきたいと正直思うのです。

現在、紙ベースでレベル1に等しいことをやっておられるのであれば何ら問題がないわけですので、それがみんなレベル2に格上げされてしまうと、非常に不便になります。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 オンライン化するとき、基本的には当然、現状でどこまで必要なのか。逆にきつくすればするほどシステムのコストも掛かりますので、利便性も下がりますし、当然、必要でないものは作らないというのが原則です。

○高橋部会長 そこで関連してですが、実は社会保険ID・パスワードについては、これはセキュリティ上の問題はもうこのガイドラインで解消したと。

○満塩政府CIO補佐官 今回のガイドラインのワードの本文というか、六十何ページあるので分厚い方ですけども、こちらの方にサービスの検討例としてですが、具体的に社会保障手続の事業者実施分に関しましては、7類型化した中で分析して、こういうふうに、しかも追加的な対策をこのようにしたらレベル2でできますという話を正にしたということでございます。

○高橋部会長 このようなことを、いろいろな手続についてこれからやらなければいけないと思うのですが、工程表はどのようにお考えでしょうか。デジタル化法案があって、このガイドラインがあって、それを各手続に落とし込む工程表はどのようにお考えでしょうか。大崎専門委員のおっしゃりたいことはそうだと思うのです。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 そこは法律の方でも、情報システム整備計画を閣議決定、総理大臣が決めるということになっております。この法律の施行については、今後調整し

ますけれども、年限を切って、やっていくという形になるかと思っております。

○高橋部会長 整備計画が成立したら、例えば半年後ぐらいに作るような感じですか。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 整備計画については現状、デジタル・ガバメント実行計画と各省の中長期計画がございますので、重複感がないような形でやろうと思っています。中長期計画自体、3か月に1回フォローアップという形になっていますので、早いタイミングでやっていきたいと思っています。

○高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 この間、徳島の知事の方が見えて、マイナンバーカードを活用して、想定以上の進歩が見られていると感じたわけですが、その中で、何か被災したときには、皆さんマイナンバーカードを1枚だけ持って出てくれば、避難所で何が処方箋として出ているかというのがすぐわかるとかいう情報も入っている。つまり、今の拡大の話では、健康保険証の機能だけではなくて、処方箋まで入っているということですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 情報が入っているというよりは、ひもづけが可能であるということです。

○佐久間専門委員 ひもづけが可能である。そこに入っているわけではないでしょうけれども、つながればわかると。

そういうものは、今回はこの法律では直接は関係がないのでしょうか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それは法律事項ではないので、やるかやらないかだけです。

○佐久間専門委員 やるかやらないかだけだということですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 実際に現状、やることが決まっているのは、健康の履歴とか、あとは服薬情報みたいなものはマイナポータルで、レセプトを見られるようになるということまでは決まっています。

○高橋部会長 誰がですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 本人がです。逆に、委託した人間ももちろん見られるようになる。基本は本人が見られるのです。

○高橋部会長 徳島県は県が見られるという話なのですね。

○佐久間専門委員 徳島県は避難所へ行って、そこでピッとやると、こういう薬が必要だというのがわかる。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 徳島の話でいくと、県の職員が勝手に見るわけではなくて、本人のマイナンバーカードを出すことによって、その情報が出てくるという形です。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それはもう、個人情報でアウトです。

○高橋部会長 わかりました。御指摘はそのとおりだと思います。勇み足でした。

ほかはいかがでしょう。

林委員、どうぞ。

○林委員 マイナンバーカードを保険証の代わりにするというのは、非常にインセンティブになって良いお話だと思うのですが、どちらかというと保険証は全員持っているけれども、マイナンバーカードをまだ持っていない人が多いという中で、保険証をマイナンバーカードの代わりにするということもありなのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 元々は、究極の目的は保険証をなくすことです。要するに、「100%マイナンバーカードを持ちましょう」ということをございます。そのためには100%の保健機関が、カードを読み取る機械を持たないといけない。そこのところはなかなか100%というわけにもいかないのが、当分の間は保険証も残るでしょうということなのですが、要するにこういうことなのです。

健康保険証の場合は、本当にできるかどうかは主計局と交渉しないといけないのでわかりませんが、基本的にはそういうカード読み取りの機械とかも政府で調達して配りたいのです。

病院は大体、よくあるケースでは診察券を見せるということがあります。そうすると、1か月行っていなかったら保険証を確認してちょうだいというのはあります。そういうときは、1か月行っていなかったら、マイナンバーカードをそこでピッとかざしたら、顔認証で完了にできる機械に補助金をつけたい。そうすると、それが多くの医療機関で導入されると、今度は保険者にマイナンバーカードで行ってほしいという流れができる。その次として、マイナンバーカード以外の保険証を発行するコストは補助しない方向に切り替えて行き、推進を加速させることができる。そのような方向に持っていく手段を持っているので、可能性があるのではないかと考えていますが、そのためには若干予算も使いますので、相当力わざが要するというので、官邸の支援がないととてもできないという話です。

○林委員 是非そういう、あめとむちで普及させるべきだと思うのですが、そうであれば、地方自治体について努力義務としなくても良いのではないのでしょうか。もっと強くいけないのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それは現状、地方自治体のこういうものを全て国がやれと言った前例はないし、総務省自治部局がもたないのではないかと思います。かつ、自治体を動かすには、強制的にやるのは余りよろしくないです。自治体を動かすには、強制感がないような制度を作った上で、しっかりと補助金を手当てすると、最も自治体が動くことができる。住基のときは結構幾つかこぼれ落ちましたけれども、マイナンバーのときにはこぼれ落ち感が全くなくてできていて、自治体からもそれほどの不満が出ていないのは、幾つかありますけれども、それほど大騒ぎになっていないのは、正に根回しと補助金です。

○林委員 わかりました。

○大崎専門委員 今回の件で質問をよろしいですか。

しつこいようなのですけれども、そういう広げていく施策は、私は趣旨としては全く賛同するのですが、一方で保険証も、何もしなくても配付されているわけですね。ですから、

保険証を配付するときに保険者がマイナンバーカードと保険証を代替できるようにするというをする場合には、マイナンバーカードそのものを配付できるというふうに何とかできないのですか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それは本人確認が要るので、いずれにしても本人確認をどこかでやらないといけないということです。現状、最も進んだサービスですと、企業に自治体の職員が出張に行って、企業で申請時に本人確認をして、あとは配るとというのが最も進んだソリューションです。

○大崎専門委員 それは良いですね。健康保険組合と提携して。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 そうということです。正に健康保険証というのは、企業の場合ですと健保組合になっていますので、健保組合と提携して、企業にお邪魔して、それで申請時に本人確認をして、あとはもう送るだけというのが最もスマートな解だと思っています。

○大崎専門委員 でも、それも自分で言っていて引っかかったのですけれども、従業員の住所地がみんな違うから。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それはちゃんと手当てしてしまして、一つの企業の所在の住所地の市町村の職員が、ほかの市町村の職員を代替できるようにしてあるのです。

ただ千代田区はそれをすごく恐れている、千代田区がまだやってないというのが最大のネックです。

○高橋部会長 添付書類の撤廃の話なのですが、各省情報連携の対象になるのは、これは登記事項証明書に限られるのでしょうか。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 基本的には、オンラインで申請した場合には、全ての書類は電子的に何らかの形で行くようにしたいと思っています。ゆえに、オンラインで申請して、更に何か紙を出すというのはなしとしたいと思っています。

○高橋部会長 各省連携は。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 それはやり方は2通りあって、省庁間でストレートに連携するものと、例えばマイナポータルみたいな中継所を使って、マイナポータルを通じて申請すると、申請所に申請に行くときに、自動的に戸籍を取るようなものを飛ばして、そこがオートマチックに行くようにするという手もあるのです。

○高橋部会長 それは法案にはそういうことは書いていないということですね。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 法案にはソリューションまでは書いていません。

○高橋部会長 ソリューションは書いていないけれども、それは視野に入っていると。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 視野に入っています。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 具体的にそういったソリューションまで書いていないですけども、情報連携の形で、もしくは電子媒体で対応ということになります。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 電子交付されたものを飛ばすということです。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 電子媒体でもって対応ということで、情報連携の場合で

いくと、当然紙で申請していたとしても、その情報は情報連携されていますので、紙の場合でも添付は要らない。ただ、情報を電子で飛ばさなければいけないものについて言うと、紙の場合は何らかの形で付けないとできないので、そういった形にはなると思います。

○高橋部会長 わかりました。

最後ですが、電子メールでやるというのも、オンライン申請の送付に入っているのですか。

○奥田IT総合戦略室内閣参事官 最終的な手段だとは思っていますけれども、それにPDFで添付するということも、添付の撤廃ということも視野に入れておかないといけないと思います。そういった簡単なものまでシステム化するのかという議論に入ってしまうので、そこもそういった形で考えていきたいと思っています。

○向井IT総合戦略室内閣審議官 否定はしていない。

○高橋部会長 事務局、私の質問は正確ですか。良いですか。

ほかはいかがでしょうか。もう時間になりましたが、よろしいでしょうか。

それでは、IT総合戦略室の皆さん、本当にお忙しいところをありがとうございました。引き続き、何とぞお願いいたします。

それでは、これにて本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございませうでしょうか。

○石崎参事官 配付資料の資料3を御覧ください。「規制改革推進会議 第3期後期 重点事項」となっておりまして、2月26日の規制改革推進会議の本会議におきまして決定された中での行政手続部会の関連部分を抜粋しております。

すなわち、第3期の前期からの課題であります社会保険、補助金のオンライン申請の実現。それから、小規模事業者の事業承継の簡便化、自治体補助金についてのワンスオンリーでの申請。

重点フォローアップ事項として、住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減。これにつきまして重点事項となっております。引き続きの御審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

以上で本日の会議を終了いたします。

どうも、お忙しいところありがとうございました。